

違法風俗店を営業させないためのチェックポイント



※ あくまで一例です。不審な点があれば下記連絡先にご一報ください。

● 契約時

- 貸借人と使用者が違い、合理的な理由がない。
- 居抜きのままの契約。
- 個人契約なのに家賃振込が法人名義になっている。

● その他（管理人さん等にチェックして貰ってください）

- 複数人が頻繁に出入りしている（風俗嬢、客ではないか？）。
- 夜中でも人の出入りが頻繁にある。
- 住民ではない男女のトラブルが頻繁にある。
- マンション近くに違法駐車が多い（毎回違う車両）
- 玄関扉にキャッシュレス決済サービス加盟店や、「クレジットカード利用可」等のステッカーが貼ってある。
- 玄関扉・集合ポストに看板・広告に関する貼り紙がある。
- 玄関前に椅子が置いてある（客の待機用）。

● 契約や管理で徹底すべきポイント

- 大規模なリフォームは許さない。
- 店舗利用等、目的外使用を厳禁し、違反した場合は退去させられるように事前に明示しておく。
 - ※ 自宅兼営業所等の場合は、事前了承を必須とし、了承事項から逸脱した場合には退去させられるようにしておく。
- 無断転貸借を厳禁する（違法民泊を営業させないためにも必要）。

※ 上記不審点があった場合、「違法風俗店についての情報提供です」と西警察署生活安全捜査係宛に通報ください。秘密は厳守します。

TEL：06-6583-1234（内線266）

